

行橋市建設工事監督要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、行橋市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の監督業務に関し必要な事項を定め、工事の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督職員 当該工事を監督する職員をいう。
- (2) 監督業務 当該工事の指示、承諾、協議、確認、立会、検査等をいう。
- (3) 請負者 当該工事を請け負った者をいう。
- (4) 工事担当課 当該工事の設計・監督を担当する課をいう。
- (5) 予算担当課 当該工事の予算を担当する課をいう。
- (6) 契約担当者 市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。

(監督職員の種別)

第3条 監督職員の種別は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、工事請負金額に応じ、次のとおりとする。

工事請負金額	区分	従事職員
200万円を超えるもの (行橋市建設工事検査要綱第4条第2項に該当する場合を除く)	総括監督員	工事担当課の課長
	主任監督員	工事担当課の担当係長
	監督員	工事担当課の担当職員
200万円以下のもの (行橋市建設工事検査要綱第4条第2項に該当する場合を含む)	総括監督員	工事担当課の担当係長
	主任監督員	工事担当課の担当職員
	監督員	工事担当課の担当職員

- 2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の規模及び技術的条件を勘案し、必要がないと認めるときは、主任監督員又は監督員を置かないことができる。
- 3 前項の規定により、主任監督員を置かない場合における監督員は主任監督員の職務を、監督員を置かない場合における主任監督員は監督員の職務を、それぞれ併せて担当する。
- 4 総括監督員は主任監督員及び監督員を、主任監督員は監督員を指揮監督する。

(監督職員の心構え)

第4条 監督職員は、当該工事の契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等（以下「契約図書等」という。）を熟知し、工事現場の状況を把握し、工事が契約図書等のとおりに施工されるよう厳正かつ公平に監督業務を実施するとともに、請負者と協力して地元関係者との間に紛争が生じないよう配慮しなければならない。

- 2 監督職員は、監督業務の実施にあたっては、請負者の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督業務の実施により知り得た請負者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(監督職員の通知)

第5条 契約担当者は、監督職員を選任したときは、監督職員選任通知書（様式第1号）により請負者へ通知しなければならない。

2 契約担当者は、監督職員を変更したときは、監督職員変更通知書（様式第2号）により請負者へ通知しなければならない。

（書類の整理、保管）

第6条 監督職員は、契約図書等を整理し、保管しなければならない。

（工事記録の確認）

第7条 監督職員は、施行状況を把握し工事の適正な監督業務の実施を図るため、請負者より工事記録を提出させ、これを調査確認しなければならない。なお、工事記録には関係法規等による諸手続き、監督業務及び施工上重要な事項についても記入させるものとする。

（監督記録等の整備）

第8条 監督職員は、監督業務の内容及び監督業務を実施した状況で必要な事項について監督記録に記入し、整備しておくものとする。

（工事記録写真）

第9条 監督職員は、請負工事の各施工段階における施工状況及び工事完成後外部から確認できない部分については、その状況を確認できるよう請負者に写真撮影させ、整理させるものとする。

（請負者への指示）

第10条 主任監督員及び監督員は、請負者に対し、指示し、承諾し、協議し、提出を求め、又は通知する場合は、指示協議書（様式第3号）、承諾協議書（様式第4号）、提出報告書（様式第5号）、通知書（様式第6号）によって行うものとし、あらかじめ総括監督員の決裁を受けなければならない。ただし、災害防止等緊急やむを得ない場合は、臨機に指示した後、速やかに総括監督員に報告をするものとする。

（施工体制の点検）

第11条 監督職員は、別に定める要領等により請負者の施工体制を点検し、改善すべき事項があると認められた場合は、速やかに措置を講ずるものとする。

（監督業務の基準等）

第12条 監督業務の実施に必要な基準等は、別に定める。

（監督職員の引継ぎ）

第13条 監督職員の交代があったときは、前任の監督職員は、後任の監督職員にその事務を正確かつ速やかに引継ぐものとする。

（職員以外の者による工事監督）

第14条 契約担当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して工事の監督を行わせる場合は、この要綱に準じて適正に監督させるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

行橋市長

監 督 職 員 選 任 通 知 書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 9 条及び行橋市建設工事監督要綱第 5 条の規定に基づき監督職員を選任したので、下記のとおり通知します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 箇 所

3. 工事担当課

4. 監 督 職 員

総括監督員 職氏名

主任監督員 職氏名

監 督 員 職氏名

以上

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

行橋市長

監 督 職 員 変 更 通 知 書

年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、監督職員を変更したので、下記のとおり通知します。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 箇 所

3. 工事担当課

4. 変更後監督職員

総括監督員 職氏名

主任監督員 職氏名

監 督 員 職氏名

以上

工事に関する 指示・協議 書								
工事名								
工事箇所								
担当課		予算担当課：			工事担当課：			
請負者								
工期		年 月 日 ～			年 月 日			
請負金額		円						
指 協 示 議 事 項								
指 協 示 議 理 由								
概算変更 増 減 額		約 千円 増 ・ 減						
上記のとおり（指示・協議）してよろしいか伺います。 年 月 日								
合 議					総括監督員	主任監督員	監督員	
上記のとおり（指示・協議）します。 年 月 日							監督員	
上記について（承諾します。・別紙のとおり再協議願います。） 年 月 日							現場代理人	主任技術者

工事に関する 承諾・協議 書							
工事名							
工事箇所							
担当課	予算担当課：			工事担当課：			
請負者							
工期	年 月 日 ～ 年 月 日						
請負金額	円						
承 協 諾 議 事 項							
上記のとおり（承諾・協議）願います。 年 月 日						現場代理人	主任技術者
回 答 理 由							
概算変更 増 減 額	約 千円 増 ・ 減						
上記のとおり（承諾・協議）してよろしいか伺います。 年 月 日							
合 議					総括監督員	主任監督員	監督員
上記のとおり（承諾・協議）します。 年 月 日						監督員	
上記について（承諾します。・別紙のとおり再協議願います。） 年 月 日						現場代理人	主任技術者

工事に関する 提出・報告 書								
工事名								
工事箇所								
担当課		予算担当課：			工事担当課：			
請負者								
工期		年 月 日 ～			年 月 日			
請負金額		円						
提 報 出 告 事 項								
上記のとおり（提出・報告）します。 年 月 日					現場代理人		主任技術者	
監 督 員 意 見								
上記のとおり（提出・報告）を受理してよろしいか伺います。 年 月 日								
合 議					総括監督員		主任監督員	監督員
上記のとおり（提出・報告）を受理します。 年 月 日							監督員	

工事に関する通知書							
工事名							
工事箇所							
担当課	予算担当課：			工事担当課：			
請負者							
工期	年 月 日 ～ 年 月 日						
請負金額	円						
通知事項							
通知理由							
上記のとおり通知してよろしいか伺います。 年 月 日							
合 議					総括監督員	主任監督員	監督員
上記のとおり通知します。 年 月 日							監督員
上記について通知を受理します。 年 月 日						現場代理人	主任技術者